

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 20 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ 株式会社 稲葉設備
 氏名又は名称 カバセツビ
 〒630-8442

住所 奈良市北永井町419番地

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク 代表取締役 稲葉 陽介
 電話番号 0742-64-6018
 FAX番号 0742-64-2910
 メールアドレス inaba-k@violin.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | |

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|-------------------------------|------|
| 8 | 御所市 水道事業管理者 | |
| 9 | 生駒市 水道事業管理者 | |
| 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | |
| 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | |
| 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 13 | 平群町 水道事業管理者 | |
| 14 | 三郷町 水道事業管理者 | |

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|-----------------|------|
| 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | |
| 16 | 安堵町 水道事業管理者 | |
| 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | |
| 18 | 高取町 水道事業管理者 | |
| 19 | 明日香村 水道事業管理者 | |
| 20 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 21 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ |

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|----------------------------|------|
| 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和5年11月20日

申請者 氏名又は名称 株式会社 稲葉設備
〒630-8442
住 所 奈良市北永井町419番地
代表者 氏名 代表取締役 稲葉 陽介
電話番号 0742-64-6018

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|--|
| フ リ ガ ナ 氏 名 | フ リ ガ ナ 氏 名 |
| 代表取締役 稲葉 陽介 | |
| 取締役 稲葉 三津恵 | |
| 事 業 の 範 囲 | 給排水衛生設備工事 冷暖房、給湯設備工事 空気調和設備 土木工事 上下水道工事 消防設備工事 設計、施工及び管理 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|---|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 稲葉設備 イナ ハセツヒ |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 630-8442 住所 奈良市北永井町419番地 電話番号 0742-64-6018 FAX番号 0742-64-2910 メールアドレス inaba-k@violin.ocn.ne.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| ・平田 純也 | 第39011号 |
| ・奥村 太一 | 第267273号 |
| ・東 千賀 | 第262270号 |
| ・高田 緋里 | 第296192号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和 5 年 11 月 20 日 現在

| 種別 | 名称 | 型式、性能 | 数量 | 備考 |
|------------|---|---|----------------------------|---------|
| 管の切断用の機械器具 | 金切りのこ パイプカッター | 固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用) | 2 3 | |
| | 塩ビカッター 〃 | VC40 VC20 | 3 3 | |
| | ロータリーハンドソー | CB18F | 2 | |
| | 電子セパーソー | CR12V | 2 | |
| 管の加工用の機械器具 | パイプベンダー やすり パイプねじ切り器 面取器(クリーマー) 窄孔器 | 1/2~11/2インチ 300平型丸型 レッキス工業 φ 13~φ 50mm径 | 2 3 1 2 2 | コア挿入器含む |
| 管の接合用の機械器具 | トーチランプ パイプレンチ スパナ 電気ヒーター パイプ切断機 | ボンベ式 13mm~100mm P-50 13~50mm | 1 3 3 1 1 | |
| 水圧テスト用ポンプ | 手動式テストポンプ | キヨーワ T50KP キヨーワ T-508 | 1 1 | |
| 工事用機械他 | コンクリート切断機 プレートコンパクター 転圧機 ダンプトラック 油圧式小型ショベル 配管車 | ミカサ MCD-L12 XTA 13.14 ミカサ MT-72FWA 日野 小型ダンプ コベルコ SK17SR-3 サクシード、エブリイ | 1 1 1 1 1 2 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 11 月 20 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 稲葉設備

住 所

奈良市北永井町419番地

代表者 氏名

代表取締役 稲葉陽介

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市北永井町419番地
株式会社稻葉設備

| | | |
|----------------------|--|------------------------|
| 会社法人等番号 | 1500-01-000197 | |
| 商 号 | 株式会社稻葉設備 | |
| 本 店 | <u>奈良市南紀寺町四丁目114番地の1</u> | |
| | 奈良市北永井町419番地 | 平成17年12月28日移転 |
| | | ----- 平成17年12月28日登記 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする | |
| 会社成立の年月日 | 昭和63年6月1日 | |
| 目的 | 1. 給排水衛生設備工事の設計、施工及び管理。 2. ガス管配管工事の設計、施工及び管理。 3. 冷暖房、給湯設備工事の設計、施工及び管理。 4. 空気調和設備工事の設計、施工及び管理。 5. 土木工事の設計、施工及び管理。 6. 上下水道工事業。 7. 上下水道工事の設計、施工及び管理。 8. 消防設備工事業。 9. 舗装工事業。 10. 飲食店の経営。 11. 理容室、美容室、ネイルサロン、エステティックサロンの経営。 12. 上記各号に附帯関連する一切の業務。 | |
| | 平成28年 2月21日変更 平成28年 2月24日登記 | |
| 発行可能株式総数 | 400株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 300株 | |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 | |
| 資本金の額 | 金2000万円 | |

奈良市北永井町419番地
株式会社稻葉設備

| | | |
|---------------|--|----------------------------------|
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。 平成22年 5月31日変更 平成22年 6月10日登記 | |
| 役員に関する事項 | 取締役 <u>稻葉陽介</u> | 平成23年 4月 1日就任 平成23年 4月 6日登記 |
| | 取締役 <u>稻葉陽介</u> | 令和2年 7月22日重任 令和2年 8月 7日登記 |
| | 取締役 <u>稻葉三津恵</u> | 平成24年 5月 1日就任 平成24年 5月11日登記 |
| | 取締役 <u>稻葉三津恵</u> | 令和2年 7月22日重任 令和2年 8月 7日登記 |
| | <u>奈良市大宮町七丁目2番20-308号</u> <u>代表取締役 稲葉陽介</u> | 平成24年 5月 1日就任 平成24年 5月11日登記 |
| | <u>奈良市大宮町四丁目296番地の1アトレ新大宮604号</u> <u>代表取締役 稲葉陽介</u> | 平成26年 2月18日住所移転 平成26年 8月 1日登記 |
| | <u>奈良市東九条町202番地の12</u> <u>代表取締役 稲葉陽介</u> | 平成29年12月 9日住所移転 平成29年12月12日登記 |
| | <u>奈良市東九条町202番地の12</u> <u>代表取締役 稲葉陽介</u> | 令和2年 7月22日重任 令和2年 8月 7日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 7月25日移記 | |



奈良市北永井町419番地
株式会社稻葉設備

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和5年10月4日

奈良地方法務局

登記官

山 本 秀 樹



※※※※※※※※※※※※※※
※ ※
※ ※
※ 定 款 ※
※ ※
※ ※
※ ※
※※※※※※※※※※※※

株式会社稻葉設備

定 款

第1章 総 则

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社稻葉設備と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 紙排水衛生設備工事の設計、施工及び管理。
2. ガス管配管工事の設計、施工及び管理。
3. 冷暖房、給湯設備工事の設計、施工及び管理。
4. 空気調和設備工事の設計、施工及び管理。
5. 土木工事の設計、施工及び管理。
6. 上下水道工事業。
7. 上下水道工事の設計、施工及び管理。
8. 消防設備工事業。
9. 舗装工事業。
10. 飲食店の経営。
11. 理容室、美容室、ネイルサロン、エステティックサロンの経営。
12. 上記各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良市 に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

② 前項の承認期間は、株主総会とする。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人とし

て、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定める。

② 代表取締役は社長とする。
③ 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
④ 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

- 第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。尚、社長は株主総会の決議により業務執行役員にその権限を委任することができる。
- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 業務執行役員

(業務執行役員およびその権限)

- 第28条 当会社の業務執行役員は3名以内とし、株主総会において選任する。
- ② 業務執行役員は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 株主総会の決議によって委任を受けた当会社の業務の執行の決定
- (2) 当会社の業務の執行

(業務執行役員の任期)

- 第29条 業務執行役員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠又は増員で選任された業務執行役員の任期は、前任の業務執行役員又は他の業務執行役員の任期の満了すべき時までとする。

(代表業務執行役員および役付業務執行役員)

- 第30条 執行役員が2名以上ある時は当会社は、株主総会の決議により、業務執行役員の中から代表業務執行役員を選定する。
- ② 当会社は、株主総会の決議により、専務執行役員、常務執行役員、その他役付執行役員各若干名を選定することができる。

(業務執行役員およびその権限)

- 第31条 業務執行役員に関する事項は、この定款のほか、株主総会において定める。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

定款原本証明

別紙定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和 5 年 11 月 20 日

(本 店) 奈良市北永井町419番地

(商 号) 株式会社稻葉設備

(代表者) 代表取締役 稲葉 陽介



第三九〇一一号

給水装置工事技術者免状
第ノ二

本籍 奈良県

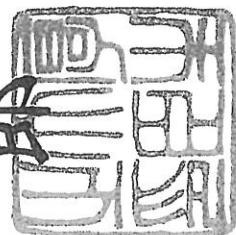
氏名 平田 純也

昭和三十四年十二月十一日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第一六七二七三号

給水装置事業者免狀

本籍 奈良県

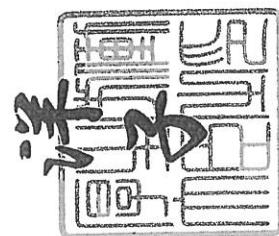
氏名 奥村太一

昭和五十六年七月二十四日生

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免狀を交付する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山



第二六二二七〇号

給水装置事業者免状

本籍 熊本県

氏名 東 千賀

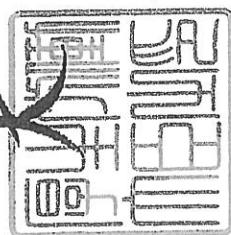
昭和三十七年十月六日生

水道法(昭和三一年法律第七十七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣

細川津夫



第二九六一九二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 高田緋里

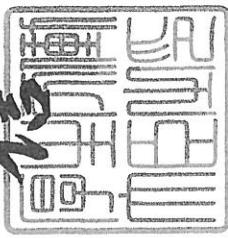
平成七年九月二十五日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

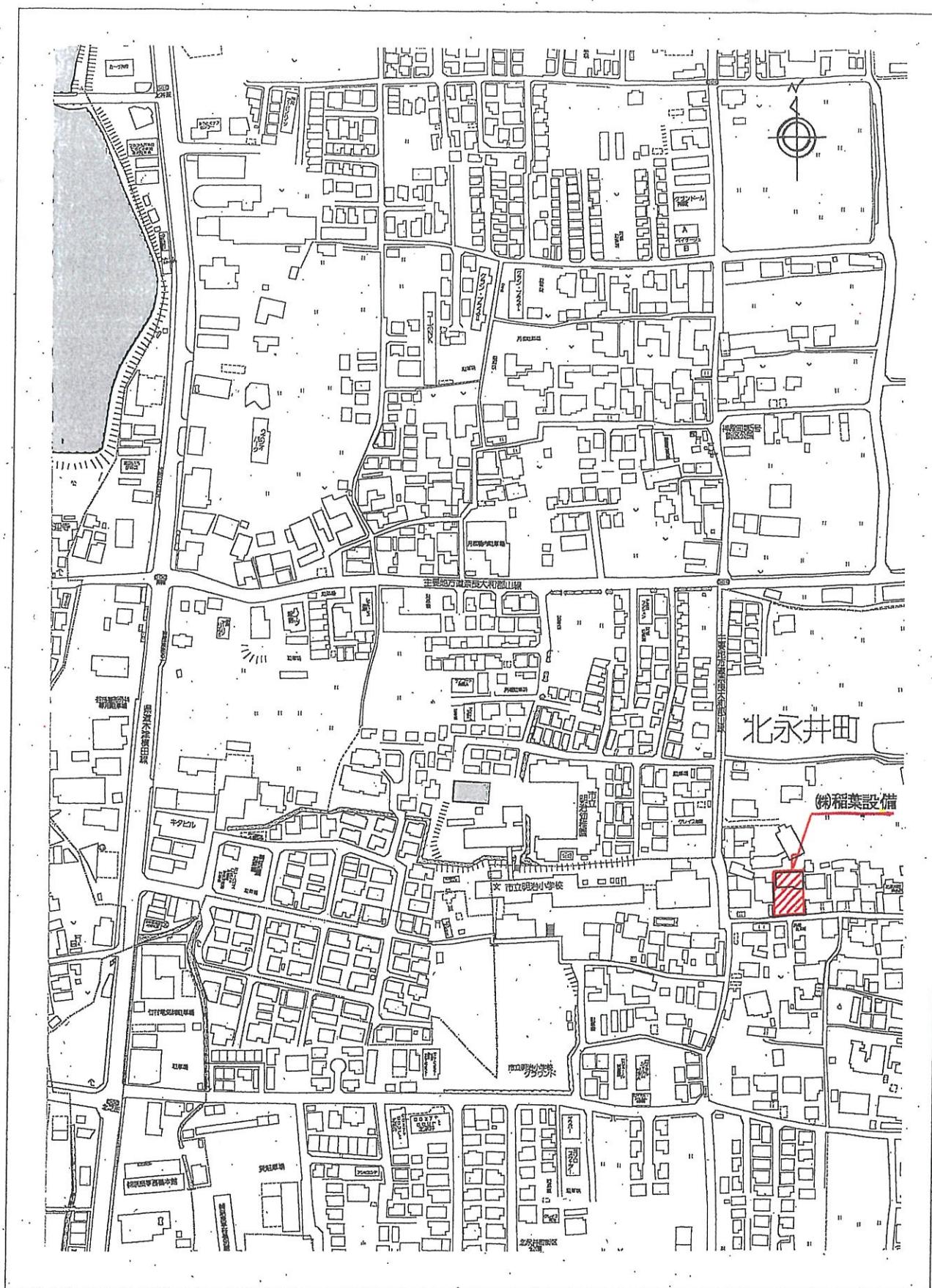
令和四年九月二十一日

厚生労働大臣

加藤勝彦

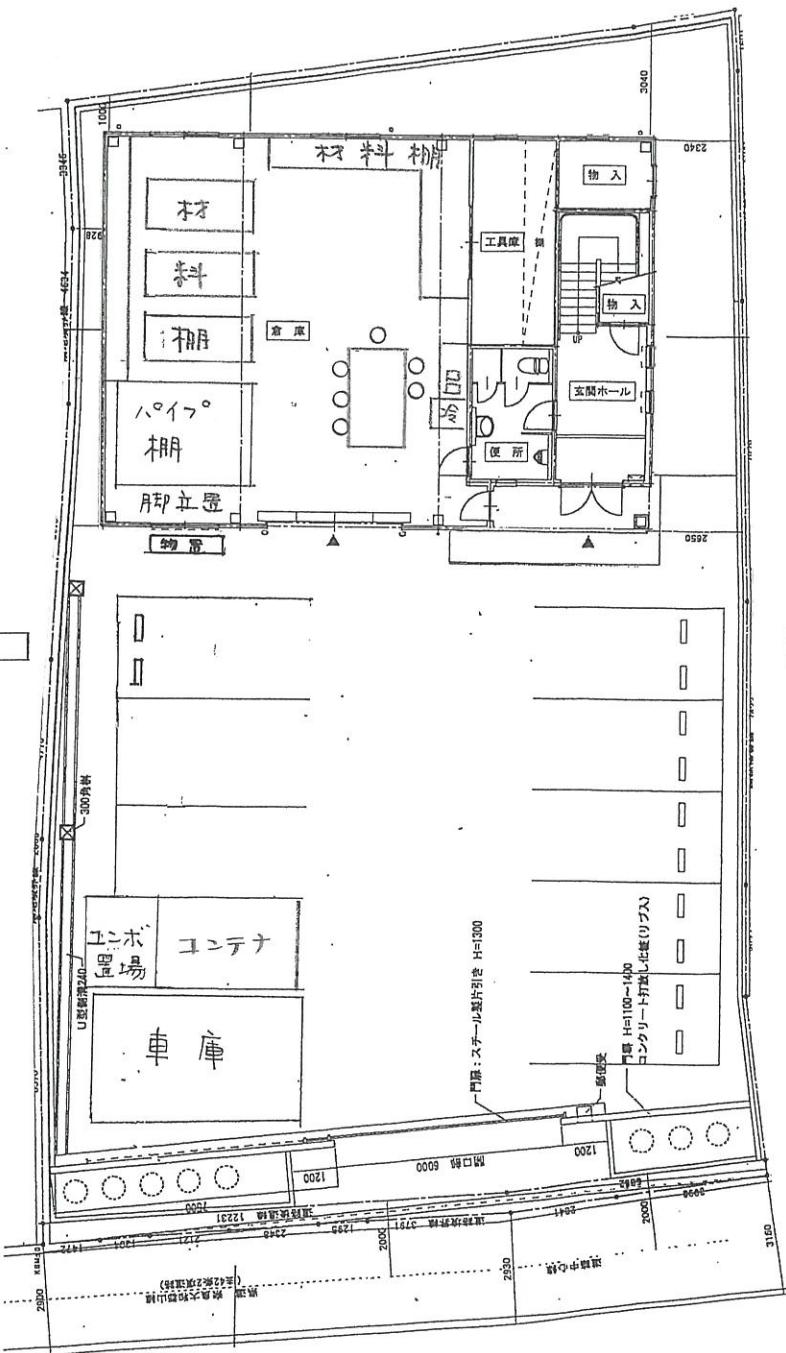


店舗及び倉庫の付近見取図

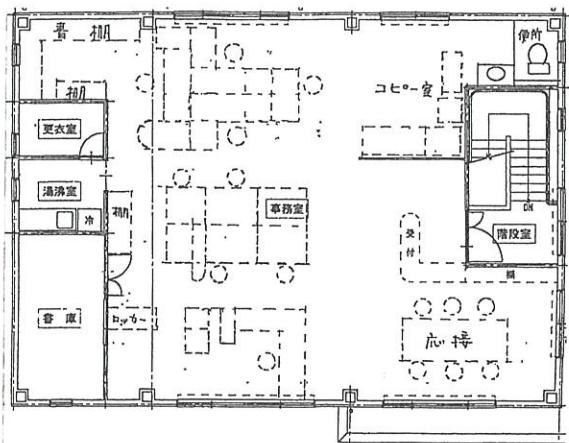




1 階平面図

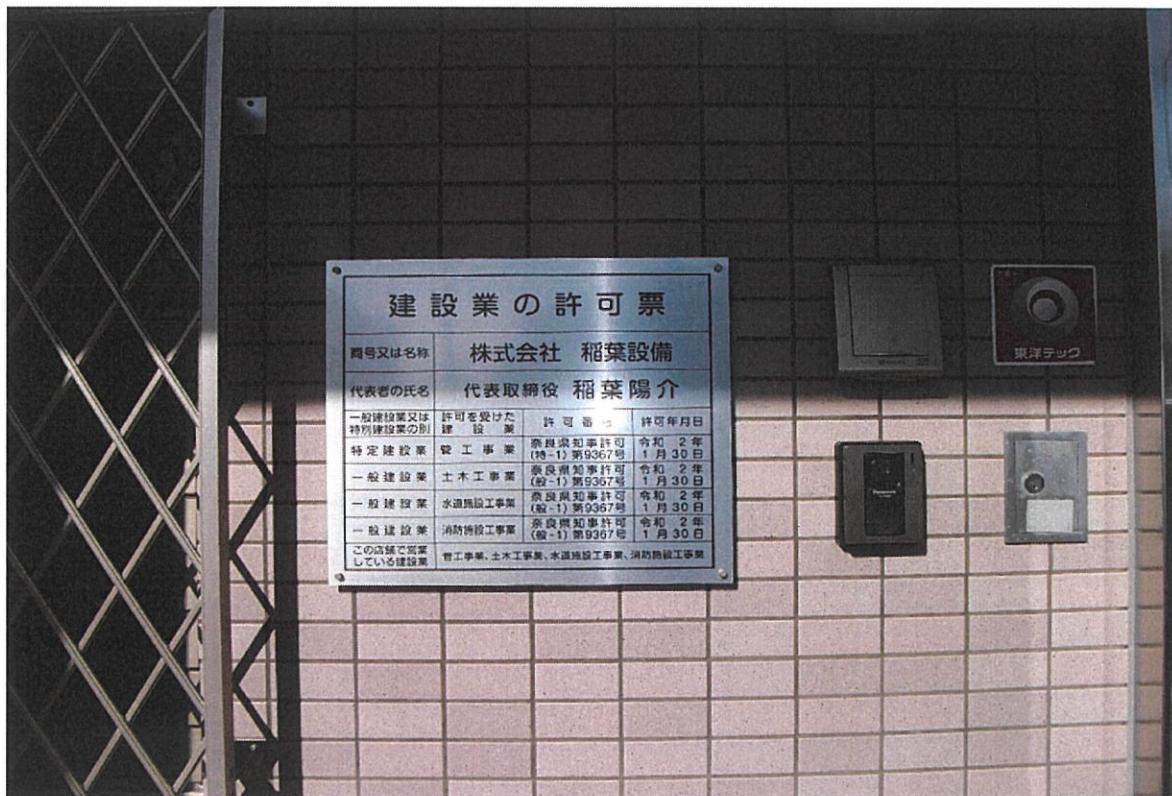


2 踏平面図





事務所・倉庫 全景



建設業の許可証



事務所





倉 庫



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 11 月 20 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ 株式会社 稲葉設備
〒630-8442

住所 奈良市北永井町419番地

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク 代表取締役 稲葉 陽介
電話番号 0742-64-6018
FAX番号 0742-64-2910
メールアドレス inaba-k@violin.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | |

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|-------------------------------|------|
| 8 | 御所市 水道事業管理者 | |
| 9 | 生駒市 水道事業管理者 | |
| 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | |
| 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | |
| 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | |
| 13 | 平群町 水道事業管理者 | |
| 14 | 三郷町 水道事業管理者 | |

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|-----------------|------|
| 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | |
| 16 | 安堵町 水道事業管理者 | |
| 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | |
| 18 | 高取町 水道事業管理者 | |
| 19 | 明日香村 水道事業管理者 | |
| 20 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 21 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ |

| NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|----------------------------|------|
| 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年11月20日

届出者

氏名又は名称 株式会社 稲葉設備

〒630-8442

住 所 奈良市北永井町419番地

代表者 氏名 代表取締役 稲葉 陽介

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 稲葉設備 | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 平田 純也 | 第39011号 | |
| 奥村 太一 | 第267273号 | |
| 東 千賀 | 第262270号 | |
| 高田 緋里 | 第296192号 | |

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第三九〇一一号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

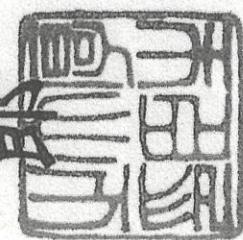
氏名 平田純也

昭和三十四年十二月十一日生

水道法(昭和二年法律第二百七七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六七二七三号

給水装置事務技術者免状
給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

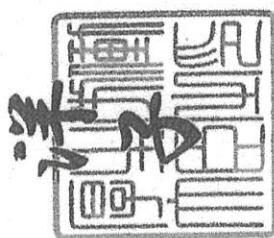
氏名 奥村太一

昭和五十六年七月二十四日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山



第二六二二七〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 熊本県

氏名 東 千賀

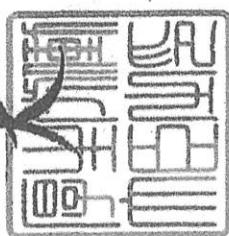
昭和三十七年十月六日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣

細川津夫



第二九六一九二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 高田緋里

平成七年九月二十五日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和四年九月二十一日

厚生労働大臣 加藤勝彦

